

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">関 係 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項 <u>(同法第31条の23において準用する場合を含む。)</u>に規定する講習に関する事務</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>イ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(13) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 略</p>	事 務 の 区 分	関 係 書 類	1 略		2 略		(1) 略		ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項 <u>(同法第31条の23において準用する場合を含む。)</u> に規定する講習に関する事務	略	イ 略		(2)～(13) 略		<p>(証紙を貼り付ける関係書類)</p> <p>第2条 証紙を貼り付ける関係書類（県規則第15条の関係書類をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">関 係 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習に関する事務</td> <td style="text-align: center;">納付書（別記様式第3号の2）</td> </tr> <tr> <td>イ 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(13) 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱所属長及び所管課長)</p> <p>第3条 県規則第16条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課</p>	事 務 の 区 分	関 係 書 類	1 略		2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務		(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務		ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習に関する事務	納付書（別記様式第3号の2）	イ 略		(2)～(13) 略	
事 務 の 区 分	関 係 書 類																												
1 略																													
2 略																													
(1) 略																													
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項 <u>(同法第31条の23において準用する場合を含む。)</u> に規定する講習に関する事務	略																												
イ 略																													
(2)～(13) 略																													
事 務 の 区 分	関 係 書 類																												
1 略																													
2 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「警察手数料条例」という。）に規定する手数料に係る事務																													
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく事務																													
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項に規定する講習に関する事務	納付書（別記様式第3号の2）																												
イ 略																													
(2)～(13) 略																													

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1 略		
2 略		
(1) 遊技機検定手数料、遊技機試験手数料、型式試験手数料、風俗営業所管理者講習手数料及び特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料	略	
(2) 略		
3～13 略		

等の長（以下「取扱所属長」という。）及び県規則第17条第1項に規定する使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長（以下「所管課長」という。）は、次の表の左欄に掲げる手数料等徴収事務の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

手数料等徴収事務	取扱所属長	所管課長
1 略		
2 警察手数料条例別表第1に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく事務の手数料のうち次に掲げるものの徴収事務		
(1) 遊技機検定手数料、遊技機試験手数料、型式試験手数料及び風俗営業所管理者講習手数料	生活安全企画課長	生活安全企画課長
(2) 略		
3～13 略		

別記様式第3号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	風俗営業所管理者講習手数料	円
	特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日

香川県警察本部長 殿

住 所  
氏 名

納 付 書

下記の金額を納付する。

手数料の区分	風俗営業所管理者講習手数料	円
	特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この規程は、平成28年6月23日から施行する。